【よくある質問】※随時更新します。※共通

＜対象事業所について＞

Ｑ１ 同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染した場合は、兼務している複数事業所はすべて「感染者が発生した対象事業所として扱ってもよいか。同一敷地内の事業所で感染者が発生した場合はどうか。

Ａ3 問題ない。同一空間を共有しているのであれば可。同一敷地内であっても同一空間を共有していない場合は対象外。

|  |
| --- |
| Q2 「その他利用者の居宅においてできる限りのサービス提供をした通所系事業所」には、訪問による支援をせずに、電話等による安否確認、相談援助等のみを実施している事業所も含まれる（補助対象となる）のか。 |

A3 利用者の居宅を訪問していない場合は対象外。

＜対象経費について＞

|  |
| --- |
| Q1 感染防止のために、あらかじめマスク、消毒液等の衛生用品を購入した場合の購入費用は、本補助の対象となるか。 |

A１ 対象外。感染者の発生や濃厚接触者（感染者と接触があった者）に対応してサービス提供を行った時点以降のかかり増し経費が補助対象となる。

|  |
| --- |
| Q2 かかり増し経費について、この制度の補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、本補助の対象となるか。 |

A２ 他の補助金等の制度により補助等を受けている費用や障害福祉サービス等報酬で措置されているものについては対象外。また、本補助金は、通常のサービス提供時等では想定されない経費に対する補助であるため、通常のサービス提供時に想定されるような費用、賃金等についても対象外となる。

|  |
| --- |
| Q4 感染者が発生した事業所が既に支出した経費（衛生用品購入費、割増賃金・手当等）についても、補助対象となるか。 |

A4 対象経費の起算日は、感染者が発生した日以後となる。

|  |
| --- |
| Q5 「職員に係る割増賃金・手当」とは、具体的にどのようなものが想定されるのか。 |

A5 新型コロナウイルス感染症への対応がなければ発生しなかった手当（危険手当等）等が対象となる。

Ｑ6 対象経費について、経費が令和5年4月1日以降に発生したものであれば、感染者の発生等の事由の発生が令和4年度末でも対象となるのか。

Ａ6 対象となる。

Ｑ7 「緊急雇用にかかる費用」について、コロナ禍で職員が退職したため、あらたに雇い入れた職員の基本給与は対象になるか。

Ａ7 通常の職員補充となるため不可。

Ｑ8 「損害賠償保険の加入費用」とはどのような保険内容のものか。

Ａ8 感染者の発生等に対応するために職員を緊急雇用した場合に、当該職員によるサービス提供時の事故等に対する保険を想定している。

Ｑ９ 利用者宅に訪問して健康管理等を行うための車や自転車、通所できない利用者の安否確認のためのタブレットの購入費は対象になるのか。

Ａ9 購入費は対象外。緊急かつ一時的な「リース費用」のみ対象となる。

Ｑ10 休業した事業所について、職員を自宅待機させた期間の賃金は対象になるのか。

Ａ10 休業補償は対象外である。

Ｑ11 感染者や濃厚接触者（感染者と接触があった者）への対応に伴う在庫不足の場合だけでなく、現時点では不足していないものの、予備として購入した場合も対象となるか。

Ａ11 不足がない場合は対象外。

Ｑ12 「衛生・防護用品」とはどのような物が対象になるか。

Ａ12 感染等が発生した際に多量に消費する、マスク・手袋・ガウン・フェイスシールド・ゴーグル・清拭クロス・ドライシャンプー・消毒液などといった防護服や消毒用品を想定している。

Ｑ13 「感染症廃棄物の処理費用」とはどのような費用が対象となるか。

Ａ13 具体的には、処理業務委託費用、廃棄物処理に必要な物品（当該感染に関係する廃棄処理に使用するごみ袋、ブルーシート、テープ等）の購入費用を想定している。事由が解消された以降も繰り返し使えるものや、感染症廃棄物に関係ないものは対象外。

＜自費検査＞

Ｑ1 自費検査の費用とは、ＰＣＲ検査キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入費用も対象になるのか。

Ａ1 対象となる。

Ｑ2 障害者支援施設が自費検査を実施する場合、当該施設が実施する日中活動のみで勤務する職員や利用者に対する自費検査の費用も対象となるのか。

Ａ2 職員は対象となるが、通所のみ利用している利用者は対象外。

|  |
| --- |
| Q6 申請手続について、添付書類「申請に係る経費の積算根拠を確認することができる書類」とはどういったものか。 |

A６ 領収書、レシート、納品書、ネット販売の注文確定画面、給与明細、手当明細等、経費を支出したことが分かる書類であること。

Q7 同一事業所・施設において、複数回申請することはできるか。

A7 申請手続は法人で取りまとめて行うことになります。サービスごとの年上限額の範囲内で、上半期・下半期の2回に分けて申請を受付けます。なお、下半期分の上限額は、年上限額から上半期交付額を引いた残額分の範囲内となりますので、上半期の申請で年上限額に達した場合は下半期に申請することはできません。